



県章

山形県公報

令和6年9月20日(金)

第539号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定	……………	(地域福祉推進課)	…954
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	……………	(同)	…同
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	……………	(同)	…同
○生活保護法による指定介護機関の指定	……………	(同)	…955
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	……………	(同)	…同
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	……………	(同)	…956
○地域登録検査機関の登録の更新	……………	(農業技術環境課)	…同
○土地改良区の定款変更の認可	……………	(庄内総合支庁農村計画課)	…958
○道路の区域の変更	……………	(最上総合支庁建設総務課)	…同
○土砂災害警戒区域の指定の解除	……………	(砂防・災害対策課)	…959
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…960
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	……………	(同)	…961
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…962
○同	……………	(同)	…同
○土砂災害警戒区域の指定	……………	(同)	…963
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…964
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…965
○土砂災害特別警戒区域の指定	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…966
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…967
○二級建築士の免許の取消し	……………	(建築住宅課)	…同

告 示

山形県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
サ ン 薬 局	鶴岡市本町三丁目7番87号	令和 6. 7. 1
ひばり訪問看護ステーション米沢	米沢市泉町二丁目3番10号	同
鮭川訪問看護ステーション ともり	最上郡鮭川村大字川口2839番地33	同
や ま の 空 ク リ ニ ッ ク	鶴岡市砂田町6番37号	同 8. 1
リ リ ィ 薬 局 砂 田 町 店	鶴岡市砂田町6番37号	同

山形県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
中 正 堂 高 橋 医 院	寒河江市大字白岩220	令和 6. 5. 31
齊 藤 医 院	西村山郡河北町谷地字所岡39番地の5	同 6. 30

山形県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
足 立 歯 科 医 院	米沢市金池三丁目2番14号	令和 6. 8. 1

山形県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
金村医院	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導	東根市本丸西四丁目1番24号	令和6.5.1
共創未来いずみ町薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市泉町8番70号	同 6.1

山形県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ホームケア なごみ
東根市中央二丁目8番11号 パートナーE
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
訪問介護ステーション なごみ	ホームケア なごみ	令和6.1.13

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ホームケア なごみ
東根市中央二丁目8番11号 パートナーE
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
東根市中央四丁目2番5号 グレースフルシティB212	東根市中央二丁目8番11号 パートナーE	令和6.1.13

山形県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
安達歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東村山郡中山町長崎3005	令和 6. 3. 31
太田デンタルクリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東田川郡庄内町余目字猿田88番 6	同 4. 30

山形県告示第659号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成26年9月24日
83
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ラブライス庄内株式会社
代表取締役 佐藤 敏
鶴岡市美原町26番44号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 敏	玄米	国内産農産物に限る。
佐 藤 佳 一	玄米	
佐 藤 裕 磨	玄米	
加 藤 大 宗	玄米	

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成26年9月24日
84

- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社野川ファーム
代表取締役社長 細谷 浩司
天童市万代1番2号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ
国内産玄米
国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
伊 藤 博 美	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
細 谷 浩 司	玄米	
岡 崎 直 人	玄米、そば	
加 藤 宙	玄米	
山 口 敏 春	飼料用もみ、飼料用玄米	
菊 地 輝 久	飼料用もみ、飼料用玄米	
村 上 大 輔	飼料用もみ、玄米、そば	
阿 部 久 栄	飼料用もみ、飼料用玄米	
吉 田 政 宏	飼料用もみ、飼料用玄米	
堀 子 陽 一	飼料用もみ、飼料用玄米	
管 祐一郎	飼料用もみ、飼料用玄米	
卯 月 博 英	玄米	
林 郷 祐 大	玄米、そば	
後 藤 竜 也	玄米	
柴 田 嘉 也	玄米	
鈴 木 翔	玄米	
長 堀 一 美	もみ、玄米	

山口大地	玄米
梅津和則	玄米

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号
平成元年9月24日
104
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
板垣糧穀株式会社
代表取締役 板垣 隆志
山形市西崎49番地2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
板垣隆志	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
大町溝土地改良区
- 事務所の所在地
酒田市砂越字小形111番地
- 認可年月日
令和6年9月11日

山形県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年9月20日から同年10月4日まで縦覧に供する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 仁田山平岡線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡金山町大字山崎字藁防野1093番14から 同	262番1まで	旧	25.6メートル } 14.0	270メートル
同	上	新	32.2メートル } 16.8	同上

山形県告示第662号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢ノ上沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第663号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸の沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第664号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志平沢	別紙図面のとおりに	土石流
沼の沢	別紙図面のとおりに	土石流
大在家1-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
窓塞	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

富沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
----	----------	---------

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
矢ノ沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第666号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミサガ沢	別紙図面のとおり	土石流
朽ノ木沢	別紙図面のとおり	土石流
権兵衛沢	別紙図面のとおり	土石流
釜淵2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平岡3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵6-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第667号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
大沢	別紙図面のとおり	土石流
本郷不動沢	別紙図面のとおり	土石流
興屋沢	別紙図面のとおり	土石流
船沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第668号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢ノ上沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第669号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸の沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第670号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志平沢	別紙図面のとおりに	土石流
沼の沢	別紙図面のとおりに	土石流
大在家1-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
窓塞	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
富沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第671号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミサガ沢	別紙図面のとおりに	土石流
朽ノ木沢	別紙図面のとおりに	土石流
釜淵2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
平岡3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
釜淵6-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
野崎2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第672号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉村美栄子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢	別紙図面のとおり	土石流
本郷不動沢	別紙図面のとおり	土石流
興屋沢	別紙図面のとおり	土石流
船沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第673号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢ノ上沢	別紙図面のとおり	土石流
玄場山沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸の沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志平沢	別紙図面のとおり	土石流
沼の沢	別紙図面のとおり	土石流
大在家1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
窓塞	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
富沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
矢ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
西の又9	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミサガ沢	別紙図面のとおり	土石流
朽ノ木沢	別紙図面のとおり	土石流
権兵衛沢	別紙図面のとおり	土石流
戸萩沢	別紙図面のとおり	土石流
釜淵2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

平岡 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵 6 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第678号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真柄中の沢	別紙図面のとおり	土石流
真柄大沢	別紙図面のとおり	土石流
本郷不動沢	別紙図面のとおり	土石流
畑ヶ興屋沢	別紙図面のとおり	土石流
片倉船沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
玄場山沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸の沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大在家1-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
窓塞	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
富沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第682号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西の又9	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第683号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朽ノ木沢	別紙図面のとおりに	土石流
戸萩沢	別紙図面のとおりに	土石流
釜淵2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
平岡3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
釜淵6-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
野崎2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第684号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片倉船沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第685号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和6年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
令和6年8月30日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
並木 則男 第7732号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

令和6年9月20日印刷 発行所 山形県庁
令和6年9月20日発行 発行人 山形県